

## 第6章 計画の実現に向けて

### 1. 法・制度による緑地の保全、緑化の方針

本市の身近な自然を保全するためには、山地・樹林や農用地を含む区域の開発行為などを制限することが必要であり、その実行性を高めるには土地所有者の意向に配慮しながら、法や制度に基づく実効性の高い保全方策を講じることが望ましいと思われまます。

そこで、都市緑地法や景観法等の保全及び緑化に関する法律や制度を整理するとともに、貴重で身近な自然を次世代に残していくために、運用が可能と考えられるものについて検討し、活用していくこととします。

ア,特別緑地保全地区	イ,緑地保全地域
ウ,保全配慮地区	エ,緑化地域
オ,都市公園事業	カ,緑化重点地区 等

#### 1) 保全配慮地区について

緑の基本計画で定める「緑地保全地区及び特別緑地保全地区」以外の区域であって、重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区のことです。この地区の指定自体には、直接的な規制力はなく、緑地の現状や市民のニーズなどを踏まえ、市民緑地契約の締結、樹林保全地区の指定などの検討を行う必要があります。

本計画における保全配慮地区の検討の内、条例の指定がある区域を以下に示します。

(市指定の保存樹、市指定の天然記念物)

1	高千穂神社周辺樹林	高千穂神社樹林、神山として崇められた高森、琉球松の美しいらんかん公園の一角(写真①)
2	有盛神社樹林	境内の樹林は、市指定文化財(天然記念物)である(写真②)

本計画におけるその他の保全配慮地区の検討を以下に示します。

3	市街地周辺樹林帯	市街地の骨格をつくる緑で、環境保全景観形成に重要である(写真③)
4	住居地区集落背後の樹林帯	集落周辺の骨格をつくる緑で、環境保全景観形成に重要である(写真④)
5	笠利地区集落背後の樹林帯	集落周辺の骨格をつくる緑で、環境保全景観形成に重要である(写真⑤)

## 2) 緑化重点地区について

緑化重点地区は、都市緑地法において、必要に応じて緑化の推進を行う重点的に図るべき地区を緑の基本計画に定めることが規定されています。また、行政による重点的な緑化施策に加え、市民及び事業者等がそれぞれの立場で自主的な緑化の推進が行われることを求めており、それぞれの主体の協働によって緑化を進めるモデル的な地区としての役割が期待されています。

緑化重点地区を位置付けるべき地区としては、一般的に以下のような地区が上げられます。

- ア,多くの公共施設が立地している地区等、都市のシンボルとなる地区
- イ,特に緑が少ない地区
- ウ,緑による質の高い環境整備に対する市民の意見が高い地区
- エ,具体的な面的開発事業者等が計画されている地区で、緑による環境整備を重点的に行う必要のある地区
- オ,避難場所の面積が十分でない等災害上問題があり、緑地の確保及び市街地の緑化を行う必要が特に高い地区
- カ,緑化協定の締結の促進等により良好な住宅地の形成を促進する地区
- キ,風致地区等都市の風致の維持が特に重要な地区。
- ク,教育施設等の公共施設と民有地の一体的な緑化及び景観形成により良好な環境の保全及び創出を図る地区
- ケ,都市公園の核として、市民の憩いの場の創出を図る地区
- コ,ヒートアイランド現象の緩和等、都市環境の改善が必要な地区

本計画においては、次の施設や地区を緑化重点地区として検討しています。

6	中心市街地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本港地区一帯は、都市の拠点としてシンボル性の高いゾーンである。(写真⑥-1)</li> <li>・市街地地区は人口密度が高く、緑が少ないことからヒートアイランド現象の緩和など環境の改善が必要である(写真⑥-2)</li> </ul>
7	名瀬運動公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名瀬運動公園は、都市公園の核として市民はもちろん、プロ野球や実業団のキャンプ地としても利用されており、老朽化した施設の機能向上や、市民の憩いの場の創出も望まれている。(写真⑦)</li> </ul>
8	あかさき公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あかさき公園は市民のレクリエーション利用や眺望の場として利用性が高い公園である。(写真⑧)</li> </ul>
9	マングローブパーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住用地区の生活拠点に位置し、道の駅の観光交流機能の他、地区民の憩いの場の創出も望まれている。(写真⑨)</li> </ul>
10	内海地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然景観の優れた地物の保全・活用が望まれる地区で、体験交流館は、災害時の避難・救援活動の拠点の場として立地性が高く、その機能向上が望まれている。(写真⑩)</li> </ul>
11	太陽ヶ丘公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・笠利地区のスポーツ・レクリエーションの拠点として機能している公園で、施設の機能向上や未整備ゾーンの活用が望まれる。(写真⑪)</li> </ul>
12	あやまる観光公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観の眺望やレクリエーション利用の高い公園であり、国民宿舎跡地の有効活用が地区の拠点として望まれている。(写真⑫)</li> </ul>

※事業優先地区



①高千穂神社周辺樹林



②有盛神社樹林



③市街地周辺樹林帯



④住用地区集落背後の樹林帯



⑤笠利地区集落背後の樹林帯



⑥-1 本港地区一帯



⑥-2 中心市街地



⑦ 名瀬運動公園



⑧ あかさき公園



⑨ マングローブパーク



⑩ 内海地区



⑪ 太陽ヶ丘公園

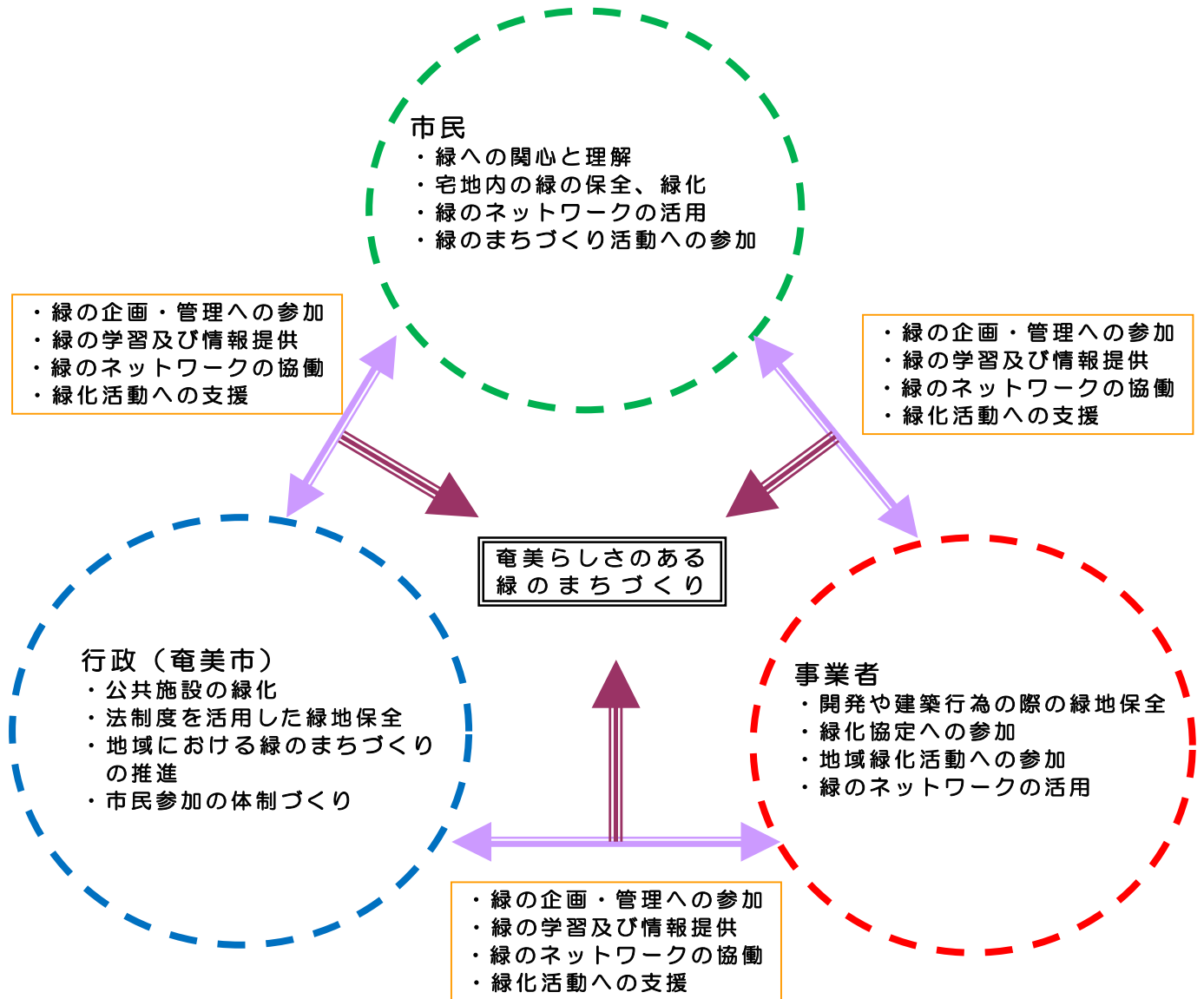


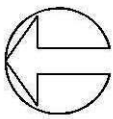
⑫ あやまる観光公園

## 2. 協働のまちづくりについて

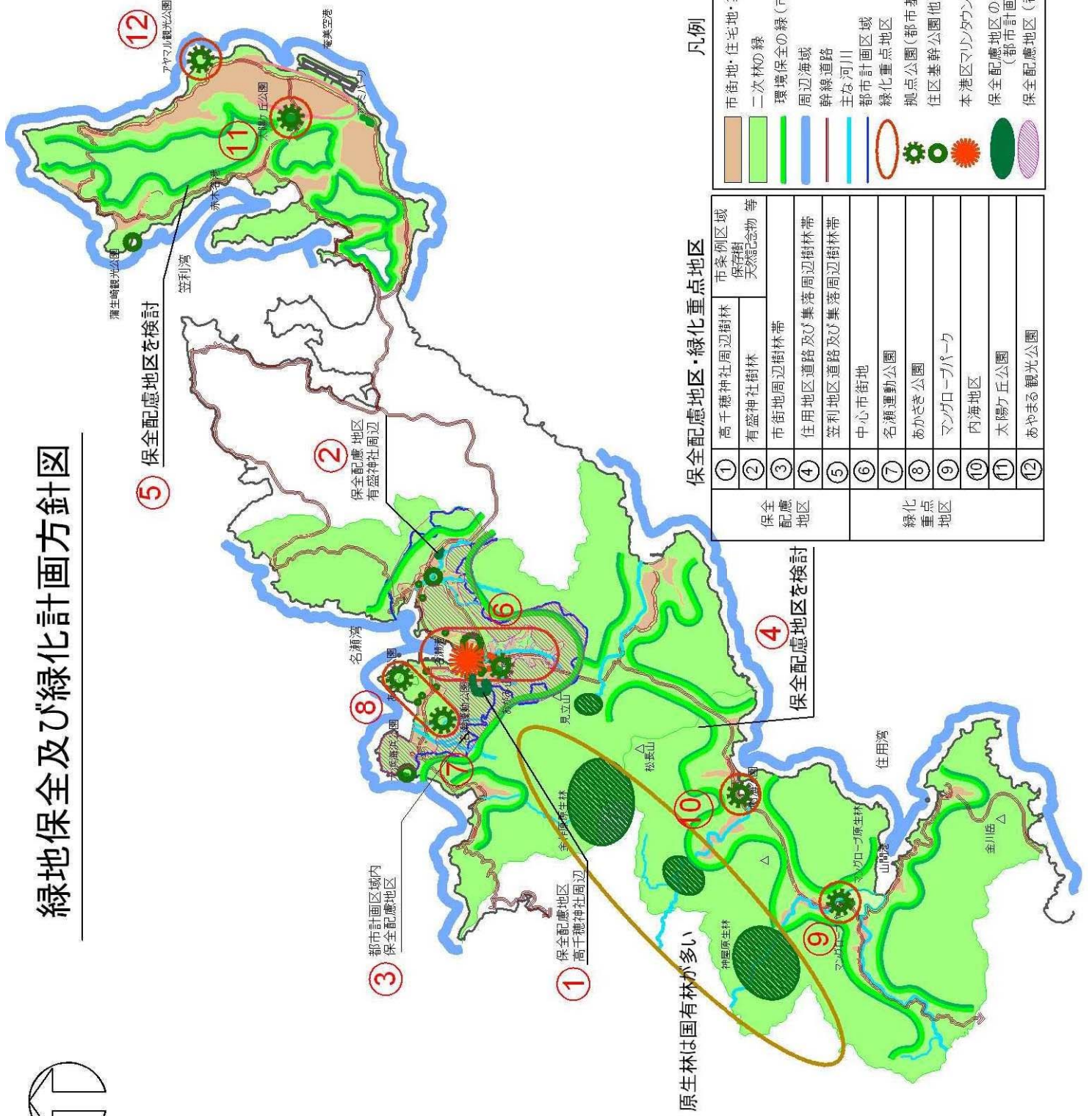
緑の基本計画の策定により、市民、事業者、行政がその趣旨を互いに理解し、適切な役割分担と相互の協働作業を基本とした緑のまちづくりを推進します。

### 市民や事業者などの協働による緑のまちづくり





# 緑地保全及び緑化計画方針図



## 凡例

	市街地・住宅地・集落・農地
	二次林の緑
	環境保全の緑(市街地・集落周)
	周辺海域
	幹線道路
	主な河川
	都市計画区域
	緑化重点地区
	拠点公園(都市基幹公園他)
	住区基幹公園他
	本港区マリンタウン地区
	保全配慮地区の内、市条例区域(都市計画区域内)
	保全配慮地区(都市計画区域内)

## 保全配慮地区・緑化重点地区

保全配慮地区	緑化重点地区
①	高千穂神社周辺樹林
②	有盛神社樹林
③	市街地周辺樹林帯
④	住用地区道路及び集落周辺樹林帯
⑤	笠利地区道路及び集落周辺樹林帯
⑥	中心市街地
⑦	名構運動公園
⑧	あかさき公園
⑨	マンガローブパーク
⑩	内海地区
⑪	太陽ヶ丘公園
⑫	あやまる観光公園

原生林は国有林が多い

# 緑のネットワーク方針図

